

第 90 号議案

茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令

茨城県県立学校処務規程（昭和 43 年茨城県教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 茨城県立松丘高等学校の項，茨城県立高萩工業高等学校の項，茨城県立大宮高等学校の項及び茨城県立大宮工業高等学校の項を削る。

付 則

この訓令は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 19 日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

県立松丘高等学校，県立高萩工業高等学校，県立大宮高等学校及び県立大宮工業高等学校の閉校に伴い，茨城県県立学校処務規程について，所要の改正をしようとするものである。

茨城県県立学校処務規程新旧対照表（案）

改 正 案		現 行	
別表第4 学校を表示する記号		別表第4 学校を表示する記号	
校 名	記号	校 名	記号
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>茨城県立松丘高等学校</u>	<u>松 丘</u>
(削る)		<u>茨城県立高萩工業高等学校</u>	<u>高 工</u>
茨城県立高萩清松高等学校	高 清	茨城県立高萩清松高等学校	高 清
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)		<u>茨城県立大宮高等学校</u>	<u>大 宮</u>
(削る)		<u>茨城県立大宮工業高等学校</u>	<u>大 工</u>
茨城県立常陸大宮高等学校	常 大	茨城県立常陸大宮高等学校	常 大
		(略)	(略)